

1. 背景

私たちの暮らしや経済は、多種多様な生物や生態系、すなわち生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、この恵みは過去から現在の世代に引き継がれてきたように、将来の世代に継承されるべきものです。特に日本は自然資本を含む世界の資源に大きく依存しているため、国内のみならず海外の生物多様性を基盤とする生態系についても考慮していく必要があります。

生物多様性を基盤とする生態系を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」を実現するためには、国民、事業者、その他民間の団体、地方公共団体、国といった様々な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を進めていかなければなりません。また、「自然共生社会」の構築は、「低炭素社会」や「循環型社会」の構築とあいまって、「持続可能な社会」の形成にもつながります。「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、「自然共生社会実現のための基本的な考え方」として、『私たちに豊かな恵みをもたらす自然、また時として脅威となり得る自然に対し、感謝と畏敬の心をもって接すること、また人が自然の一部であることを理解することは重要です。その上で、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、共生と循環に基づく自然の理（ことわり）に沿った活動を選択することが大切です。そのためには、自然を次の世代に受け継ぐ資産として捉え、その価値を的確に認識して、自然を損なわない、持続的な経済を考えていくことが必要です。』と記しています。

一方、環境省が2017年に実施した「生物多様性認知度等調査（インターネット調査）」では、「生物多様性」という言葉を「知っている」「意味は知らないが、聞いたことがある」が70.4%にとどまっており、各主体には更なる取組を推進することが求められます。

特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性を基盤とする生態系と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性との関わりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っています。このことは国際社会にも広く認識され、生物多様性条約（CBD）締約国会議（COP）では、第8回から第13回まで民間参画に関わる決議が採択され続けており、2010年のCOP10で採択された愛知目標でも、戦略目標A・目標4において、「遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。」¹⁾との目標が掲げられています。このほかにも、自然資本プロトコルやCDP²⁾等、事業者に対する生物多様性の保全と持続可能な利用を期待する動きが展開され、事業者に対する期待は年々高まっている状況にあります。また、事業者の積極的な取組が、従業員の意識の向上や国民一人ひとりの消費行動の転換をもたらし、各主体の取組を更に加速するといった効果も期待されます。

環境省では、これらの動向を踏まえ、国民レベルでの生物多様性に対する理解を深め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった多様な主体が参画・連携し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するための施策を展開しており、本ガイドラインはその一環となるものです。

¹ 環境省ウェブサイト「みんなで学ぶ、みんなで守る 生物多様性」（<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>）

² CDP（旧名称カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）とは、機関投資家が連携して運営しているNPO。世界の先進企業に情報開示を求めて質問状を送り、その回答を分析・評価してスコアリングし公開している。（<https://www.cdp.net/ja>）

2. 目的

本ガイドラインは、事業者による生物多様性に関する主体的取組を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を促進することを目的としています。また、このような取組を通じて、生物多様性のもたらす恵みを人間が将来にわたり享受できるような自然共生社会の実現に貢献することが期待されます。

なお、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は、業種や業態、生物多様性との関わり方に基づいて、事業者が主体的に考え、自主的な取組の一環としてなされるべきものです。このため、本ガイドラインは法律の義務規定の詳細を定めるような規制的なものではなく、生物多様性基本法の責務規定等に基づき、事業者が自主的に取り組む際の指針を提供するものとなっています。

3. 対象

本ガイドラインは主に事業者³⁾を対象としています。中でも、初めて生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行おうと考えている事業者の実務担当者に「教科書」として活用いただくことを期待し、事業活動と生物多様性の関係を紹介するとともに、事業者が社会からどのような取組を期待されているかを具体的に解説しています。また、既に先進的・模範的取組を実施している事業者にとっても、その内容の確認や更なるレベルアップのための「参考書」として活用いただける構成となっています。

なお、事業活動と生物多様性の関係は複雑で、事業の内容によって様々ですが、同一業種であれば事業活動と生物多様性の関係は類似していると考えられます。このため、業種をまとめる立場にある事業者団体には、業種の特性を考慮した行動指針等の作成や、所属団体への能力構築等、重要な役割を担うことが期待されています。このような事業者団体に関しては、別途手引き（案）⁴⁾を作成・公表していますので、そちらもご参照ください。

4. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、多くの業種に共通するガイドラインとなっており、4つの編から構成されています。

第1編「事業活動と生物多様性」では、生物多様性という事業者と関わりが見えにくいテーマに対して、なぜ事業者が取り組む必要があるのかを解説しています。

第2編「基本的な考え方」では、事業者が取組を進める際に有効な手段や手順について解説しています。

第3編「事業者共通の取組」では、業種に関わらず実施が必要となる体制の構築や計画立案・推進などについて、事例を交えて紹介しています。

第4編「事業活動ごとの取組」では、事業者に期待されている取組を解説しています。原材料調達や生産・加工、販売等の事業活動ごとの取組について、事例を交えて紹介しています。

なお、本ガイドラインは既述の通り、事業者の実務担当者に向けた内容となっています。一方、事業者としてきちんとした取組を実施するためには、経営層による理解と意思決定が不可欠です。

³ このガイドラインでは、「事業者」を大企業、中小企業、組合等各種法人事業者、個人事業者等も含んだ概念として使用している。

⁴ 「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（案）」（2016、環境省自然環境局）

5. ガイドラインの改訂

本ガイドライン第2版は、第1版を公表した2009年以降の生物多様性を取り巻く状況の変化や国際的な取組の進展、社会的な理解や知見の集積、事業者の認識・取組の熟度の高まりなどを踏まえ、内容を更新・改訂したものです。今後も、これらの状況の進展等に応じて改訂していく予定です。

6. 検討会について

本ガイドラインは、2016～2017年度にかけて開催された「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会」における検討を経て、環境省自然環境局が作成し、公表したものです。

■委員名簿（五十音順、敬称略 ○：座長、所属は2017年12月時点）

足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
石原 博	経団連自然保護協議会 企画部会 部会長／三井住友信託銀行 審議役
○可知 直毅	首都大学東京大学院 理工学研究科 教授
金丸 治子	イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部 部長
朽網 道徳	富士通株式会社 環境・CSR本部 プリンシパル・テクノロジスト
日比 保史	一般社団法人コンサベーション・インターナショナル ジャパン 代表理事

■生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会等の経緯

	日程	主な議題
第1回検討会	2016年10月26日	ガイドライン（第1版）の課題及び改訂方針
第2回検討会	2017年1月20日	ガイドライン（第2版）素案の検討
第3回検討会	2017年9月13日	ガイドライン（第2版）案の検討
パブリックコメント	2017年10月24日～ 2017年11月23日	ガイドライン（第2版）案のパブリックコメント
第4回検討会	2017年12月6日	ガイドライン（第2版）の決定